

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

ウクライナ戦争と参院選

伊勢 太郎 : 2

国際情勢について (三)

太陽光発電が環境破壊

相沢 瑞男 : 3

― 宮城県富谷市で起こっていること ―

◇資料『東京新聞』二〇二二年三月十一日

人がいない……誰のせいだ

: 6

七七歳 元郵便局員の憤り「東電に責任取らせる」

搾取・収奪強化の

「偽装請負」を許すな!!

本村 充 : 7

資本主義の末路と社会主義の必然

原野人 : 10

― エンゲルスから核心を学ぶ (1) ―

世論調査と政治

滝野 忠 : 12

読者からのおたより

..... : 16

旬刊社会通信

NO.1358

二〇二二年四月一五号

二〇二二年四月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

ウクライナ戦争と参院選

国際情勢について (三)

参院選、投開票は7月10日。日本国憲法制定から75年、経験したことがない歴史のなかの選挙となる。コロナは資本主義の基本矛盾を激しくし、資本主義に代わる社会の必要を明らかにした。権力者や独占体ですら「新しい」資本主義という。「窮乏化法則」が勤労諸階層に襲いかかる。格差、貧困の拡大、産業予備軍、「非正規」と称される不安定雇用労働者の増加である。都市と農村の対立もさらに激化、農民切り捨て、人口減少である。儲け第一主義がつくった気候変動もそうだ。さらには「デフレ」といわれる慢性的過剰生産、だからだとした恐慌である。この30年、日本は富を拡大していない。歴史は飛躍を求めている。

2つは、1990年代前後に社会主義を捨て新しく資本主義国となった中国・ロシアなどと、G7など古い資本主義国の対立と抗争である。ロシアのウクライナ侵攻は、レーニンが『帝国主義論』で明らかにした帝国主義戦争、新しい帝国主義の古い帝国主義への挑戦である。G7・EU・NATOは権益擁護に必死である。包囲網をつくり締めつける。彼らの歴史の反省もなしに。国連総会にロシア批判の決議案を出した。BRICsといわれる新しい資本主義国ブラジル、インド、中国、南アフリカは賛成していない。南アフリカはG7に対立する決議案を出した。

ロシアは、日本の支配階級にとって旧ソ連時代から「北の守り」の仮想敵国としてあった。今の仮想敵国の中心は中国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）となった。

「守り」は西日本、南の鹿児島、新基地普天建設の沖縄におかれる。日本の安保政策は、軍事同盟である日米安保条約を中心に、太平洋・インド洋、東・南シナ海、日本海へ、戦域はひろがる。

米国は弱くなった。一人で世界を仕切れない。アフガニスタン、イラク、シリアの惨状が示す。ロシアのウクライナ侵攻も止められなかった。米国がたくらむのは中国に対抗するインド太平洋地域での新しい軍事同盟だ。豪、英、米のアングロサクソン同盟であるAUKUS、インドを中国から引き離したいとする日、米、豪、インドのQUADである。去年12月には、百十一の国に①専制主義から防衛、②人権尊重の促進を口実に中国、ロシア、イランを排除した民主主義サミットを呼びかけた。目玉は台湾の招待であった。中国は力をつけた。台湾は中国の一部とする。とうぜん統一を望む、それへの対抗策が民主主義サミットである。

こんな情勢下のロシアのウクライナ侵攻である。商業メディアはこぞって批判する。反ロシア、戦争の脅威をおおる。

日本の政治状況は危うい。野党、そして労働組合・連合が危うい、その連合に逆らわない労働組合員、労働者が危うい。連合は労資協調組合であることを隠さなくなつた。彼らの世界観イデオロギーである。労資協調は産業報国となる。産業報国は競争に勝つことを目的とするから、かならず撃ちてしまぬになる。労資協調は排外主義となり戦争協力となる。参院選は「戦争」下の選挙となる。

(伊勢 太郎)

太陽光発電が環境破壊

―宮城県富谷市で起こっていること―

最近、再生可能エネルギーということで、太陽光、風力、地熱発電などの建設が活発化しています。脱炭素、0カーボン化社会として、再生可能エネルギーと言うことなのですが、全国各地でこの建設、施設をめぐる環境破壊などの問題が起きています。私が町内会長をしている富谷市の地区でも太陽光発電施設による環境破壊が起きています。そのことについて報告します。

四年前（2017年）の建設説明会で

このことは四年前の太陽光発電の地区説明会にさかのぼります。富谷市では、メガソーラーなど大規模施設の建設にあたっては、地域住民の理解を得る説明会を義務付けています。

私のところに、太陽光発電の建設業者が来て、「地区内の休耕田に大規模発電施設を建設したい。ついては、地区説明会を開催し住民の理解を得たい」と言うことでした。私は、原発の廃止を主張していますので、「説明会の司会と地区民の理解を得ることに協力をする」ことを伝えました。

説明会で業者は、「30アールほどの休耕田に四千枚程のソーラーパネルを設置して、太陽光発電を行いたい。自分たちは設置業者で、施設のオーナーは、石巻市に在住している。」と言う話をしました。それに対して、住民からは「施設内の整備に除草剤を使用するのか。パネルの反射光は地域住宅に影響を及ぼすのではないか。また、輻射熱の心配はないのか。計画の施設内に水田のための水路が通っている。その管理などはどうするのか。水田は保水の効果もあるが、施設の雨水の処理はどうするのか。」など、切実な質問がありました。

それについて、業者は真摯に（その時は、そのように見えました）一つ一つの質問に答えていました。そして、結論的には

- (一) 除草剤は使用しない。
- (二) 水路の管理は業者が行う。（年2回草刈りを行い、水路掃除をする）
- (三) 反射光、輻射熱は影響を及ぼさない。
- (四) 雨水は施設内を暗渠にし、その水は、川に直接放流する。

というものでした。しかし、反省として、このことは口頭での確認だったため、文書での確認が必要でした。

工事が始まる

業者は、地域住民の理解が得られたとして、役所に建設許可の申請を提出しました。申請は、農業委員会に付託され、「水田の転用許可、建設計画の妥当性、地域住民の理解」などが審査され、許可までに半年以上かかりました。私たちの心情は、「なかなか工事はじまらないね」というものでした。その間に、放置された水田は、雑草が伸び放題になり、近隣の水田に影響するというところで、私が何度か連絡を取り、草刈りをお願いしました。一年半ほど過ぎて、ようやく工事が始まりました。

工事が始まり、30アールの水田に太陽光発電施設を建設することは、本当に巨大だということを確認しました。工事は、2020年秋ごろに完成し発電営業を開始したと思われず。このことは、地域住民には報告がなく進行していききました。

春に除草剤の散布で、水稲が枯れる

2021年の春(三月)になり、水田作業が始まりました。太陽光発電施設の状態を確認すると、ケーブルが水路上部をふさいでいたり、水路に砂利が入っていたりして、水がスムーズに流れる状況ではありませんでした。そこで、設置業者に「水路の管理をするという約束だったので、草刈りや掃除をしっかりとってほしい。」と連絡をしました。了承したものの、その後全く改善された様子がないので、富谷市役所に連絡して、業者に指導をしてほしいと要望をしました。そして次の日、業者が飛んできて、「今、茨城で工事をしていて水路の整備ができなかった。早急に取り組みます。」というものでした。私は、「今後の事もあるので、説明会の時に約束したことを文書で取り交わしましょう。」と提案しました。業者は、少々了解をしたようでした。その後、水田は「田起こし、代掻き、田植え」と進んでいきました。私も文書確認については、気になってはいましたが、忙しさでそのままになっていました。

それから、半月後ぐらい(五月中旬)に、発電施設内、水路周辺の雑草が枯れていて、強い除草剤を散布したことは、明らかでした。そして、発電施設の下流にある水田の植えたばかりの苗が枯れ始めました。その水田の耕作者(所有者90代・実際の耕作者60代の息子)はおろおろして、「どうしたんだろう。残った苗を植え直しても枯れてしまう。」と困り果てて、私に相談しにきました。私は「それは、除草剤のせいだ。業者と連絡をとりましたよ」と答えました。

不誠実な設置業者の態度

私は、すぐに業者に連絡をして「水田が枯れている。施設に散布した除草剤の影響であることは間違いない。何らかの対応をしてくれ。」と要望した。また、市役所にも「このような太陽光発電施設の運用は問題があるから、厳しい行政指導をお願いする。」と訴えた。担当課の課長は「太陽光発電では、別の地区でも同様なことが起きている。その時の対応を参考に組みたい。」と言っていました。ここだけではないことが分かりました。

業者は数日間なしのつぶてで、何の連絡もなく不誠実な態度でした。その間、耕作者は「どうするか、植え直しをするか。子ども孫に自分の作った米を食べさせたい。」と困り果てていました。私は、「いまさら植え直しをしても、残留農薬の影響が残ると思う。出来ても安全に食べられるかは、疑問だ。」と答えました。そして、業者に少し強い口調で「全く対応に來ないでなんだ。まず謝罪に來るべきだ。」と詰問をしました。そしたら業者は「文句ばかり言われても困る。こちらはこちらで、仕事があるんだ。そちらにばかり関わってられない。」と言うような態度でした。それで、電話口ではありましたが、口論になってしまいました。

業者に謝罪をさせて補償をさせるが

役所の農業振興課も巻き込んで、業者と何度も話し合いをし、結論的には、業者が耕作者に謝罪し補償をすることで決着をしました。また、文書で、前述した内容の「覚書き」を役所の仲立ちで、業者、町内会長、水利組合長の三者で交わすことができました。しかし、2021年の年末に耕作者は「補償をされても汚染された水田は、元には戻らない。業者に売却した。」と明かしました。また、水路の下流にある水田の耕作者の数人は、耕作を諦めた。実は、業者はソーラー施設の拡大を画策していて、耕作放棄を期待していたのかもしれない、と勘ぐってしまいました。

背景に貧困な農政問題

このように、大規模な太陽光発電施設が設置される背景には、日本の農業政策の貧困さが隠れています。日本の食料自給率が30%台で、諸外国に比べて低いことはご存じのとおりです。政府は、農家への補助金を強化して、自給率を上げることより、自動車などの輸出重視政策をとり、農産物は輸入でとバーター取引をしています。稲作には、減反政策（現在は生産調整策）で耕作をさせない政策が続いてきました。これでは、農家は収益が上がりませんし、米価も市場取引価格にされ、値下がりが続いています。どの農家も赤字の状態です。それでも耕作を続けているのは、先祖伝来の農地を守らなければならない、日本の原風景を守りたい気持ちだけなのです。

しかし、多くの農家は、高齢化し後継者もいません。年々、休耕田、耕作放棄地が増えています。かく言う私も潮時を考えています。農地を売りたいと思っても、簡単には売れません。そのまま水田で売るためには、30アール以上の耕作をしている人にしか農地は売れません。また、価格も10アール当たり30〜50万円、農家の間では「値段が付くだけまし」とささやかれています。このような状況に目を付けた業者が太陽光発電施設建設等に動いていると思われれます。

しかも、今年の米価は、玄米60kg（1俵）あたり9000円ほどでした。これでは、作れば作るほど赤字になる状況です。そのためか、私の住む地区は40戸ほどですが、以前は25戸ほどで水田を耕作していました。しかし、今年の耕作者は7戸、そして今年、2戸が耕作を辞める予定です。しかも、今年の宮城県、富谷市、農協から示されている耕作目標面積は、49%です。半分は耕作するということです。これで、日本の食料自給は大丈夫なのかと心配になりますし、ますます耕作放棄地が太陽光発電システムなどに置き換えられて行くのでは、と危惧しています。

教訓

このことの顛末で、「再生可能エネルギー」の活用と言っても、業者は、土地の造成やマンションの建設と変わらない考えで進んでいるんだということを理解しました。良心的に進めているわけではなく、資本主義の常套である「儲け」が優先されるということを感じました。いやそれ以上に「再生可能エネルギー」を旗印にすると、どのような事業構想にもよるが、国、県、自治体から膨大な補助金をせしめられる「うまみ」があることが分かりました。そして、この事業が投資の対象になっていることもわかりました。今後、このような事業には、私たちは十分に注意し監視をしていく

ことが必要だと思いました。

また私が、あまり注意を払わずに、太陽光発電施設構想に安易に乗っかってしまったことも反省すべきことでした。ただ、このことを町内会の役員会で話し合った時に何人かから「除草剤をまいた時期が悪かったな。もう少し薄めて散布すればよかったんだな。」と言う意見がありました。私はこのような状況に怒りが無いことに、びっくりしました。この考えは、多くの農家が除草剤、殺虫剤などの農薬を日常的に使っていることと関係があると思われます。ネギ農家に出荷までどれぐらい農薬を散布するのか聞いたら、4回と答えが返ってきました。地産地消による安心・安全な野菜消費をと言っても難しい現実があります。イチゴ、ブドウの摘み取り園でも、農薬は使われているようです。

今後太陽光発電施設の状況を監視し続け、本来の意味での再生可能エネルギー施設の普及が、大切なことを訴えていかなければと思っています。(宮城・相沢瑞男)

◇資料『東京新聞』二〇二三年三月十一日◇

人がいない・・・誰のせいだ

七七歳 元郵便局員の憤り「東電に責任取らせる」

十一年前の東京電力福島第一原発事故で、住み慣れた福島県南相馬市小高区を追われた元郵便局員の国分富夫さん(七七) 〓北隣の相馬市に避難中〓は十一日、旧知の被災者を訪ねて同県沿岸部の浜通り地方を回った。家屋解体が進み人の営みが激減したままの状況を目にし、「苦難はまだまだ続く。加害者の東電に責任を取らせる必要がある」と語った。

事故翌日から、国分さんは福島市、会津若松市などを避難で転々とした。

二〇一六年七月に小高区の避難指示は解除されたが、放射能で汚染された家屋の状況などを受けて帰還を断念。一二年には、東電の責任を迫及するため被災者の集団訴訟を起こし、原告団の副団長として奔走してきた。

この日朝八時から九時間かけて、浜通り各所を回った。かつて郵便局員として四年間勤務した富岡町の夜の森地区を回った際の表情は厳しかった。

熟知している街のはずなのに、何度も道が分からなくなった。来春の避難指示解除に向け、特定復興再生拠点区域(復興拠点)として除染が進むが、目印となる公共施設や寺がなく、家屋の多くが取り壊された。人の姿はほとんどなく、街並みはすっかり変わった。

「こんな状態にしておいて、東電は誰も責任を取っていない。そんなことが許される日本ってどうなってんだよ。復興拠点と言ったって、人がいなければどうにもなんねえよ」。枯れ草が目立つ住宅街で、国分さんは怒った。

かつての同僚で帰還困難区域の富岡町深谷地区に自宅がある関根憲一さん(七四) 〓福島県三春町に避難中〓と待ち合わせて会った。

関根さんは「町中から集められたトン袋(汚染土を入れた大型土のう)は減ったが、(除染など具体的な計画がない)白地(しろじ)地区であることに変わりはない。住民なのに、許可なく自宅にすら行けない。こんなばかな話があるか」と訴えた。

一町の現状は厳しい。だが明るい兆しもある。原告副団長を務める訴訟は、七日付で最高裁が東電の上告を退け、十一日には第四次原告団（百二人）が福島地裁いわき支部に提訴した。新たな仲間に入分さんは「東電に加害者責任を取らせるまで最後まで皆さんも頑張つてほしい」と激励した。

朝いちばんに訪れた小高区の相馬牧場では、原発事故で乳牛を全て失いながらも、飼料栽培やヒツジの畜産で再起を期す相馬秀一さん（四六）がいた。国分さんはその姿に「頼もしいな」と喜んだ。（山川剛史）

【東京新聞】こちら特報部】

搾取・収奪強化の「偽装請負」を許すな!!

いま「働き方の多様性」と称する「個人請負」型の働き形態が吹聴されている。あたかも「フリーランス」という働き方が、新しい生活スタイルを生み出すかのような幻想がマスコミによってばらまかれている。はたして本当にそうなのか。その仕組みと本質について考えてみる。

「個人事業主」「フリーランス」とは

個人事業主とは、法人を設立せずに個人で事業を営んでいるものを指す。事業とは反復（繰り返し行う）・継続（ずっと行う）・独立（どこかの組織に所属していない）している仕事のことをいう。手続きとしては、税務署に「開業届」を提出して事業開始の宣言をすれば、個人事業主として独立したものとみなされる。

「フリーランス」とは、開業届を提出せずに、個人として独立して仕事を請け負う働き方のものをいう。（税務上では、個人事業主と同じ）。

「業務委託」契約とは何か

企業と雇用契約を結ばず、企業と同じ立場で業務依頼を受ける（仕事の内容・請負金額・遂行期間等）ことを業務委託という。業務委託契約の主な種類として、「請負契約型」と「委任契約型」がある。

この二つの種類の違いで最も重要なポイントは「成果物の完成義務の有無」ということである。つまり、「業務を完成させたこと」によって生まれた成果物を得る」ことを目的として結ばれた契約であるか否かということである。

「請負契約」は、この業務を完成させることを目的として結ばれる契約である。つまり、業務途中のままになってしまったもの、業務が完了したが、成果が出なかったものには、対価が発生しないとされている。これは「営業代行」の請負契約の場合だが、契約内容は主に「売上金の何%かを受託者に報酬として支払う」というものになる。この場合、受託者が営業活動を行った実績があったとしても、具体的な売り上げがなければ対価は発生しないということである。「請負契約」の最たる特徴は、仕事を仕上げる「結果」に責任を負うということである。仕事を受けた者は結果責任が問われる「契約」である。結果責任を果たさなかった場合には、請負人は、修補するか、損害賠償をしなければならない。このような責任を、「瑕疵（かし）担保責任」とい

う（民法634条）。しかし、その作業過程は問われず、結果さえ出せば、下請けや外注に出すことも自由である。

一方、「委任契約」は、業務の遂行を目的としたものである。業務を行った実績さえあれば、成果物の有無に関係なく対価が発生する。ただし受託者には「善管（善良な管理者）注意義務」（民法第644条）という義務が発生し、業務遂行にあたり細心の注意を払うことが求められている。

委任契約と似た言葉に「準委任契約」がある。委任契約と準委任契約との違いは、委任契約は、法律行為を委託する契約である（弁護士等の「代理人契約」等がイメージしやすい）。これに対し、準委任契約は、事実行為（事務処理）の委託をする契約であるからあらゆる部類が想定できる。一般的に実際の運用では、委任契約よりも、準委任契約の方が、広く用いられている。

「雇用」とは異なる「業務委託」

最大の問題は、「業務委託」は「雇用」とは異なる位置付けだということである。法人に雇われているものではなく、独立した個人事業主として扱われるため、労働基準法など労働法の適用から除外されている。労働時間の規制はない。最低賃金の補償、残業代、業務上災害補償の適用からはすべて外される。社会保険も全額自己負担となる。「契約」の解除も基本的には自由にできる。

したがって企業側からすれば、労働保険料、社会保険料などの経済的負担や労働法などの法的規制が軽減される。その中で、いま問題として浮上ってきているのは、実は「雇用関係」が継続しているのに、形式上は「業務委託契約」が存在していると主張する「偽装請負」である。

横行する「偽装請負」

「業務委託契約」を交わしているに関わらず、相手側に対して社員と同じような扱いをしている、「業務委託契約書」と題する書面を取り交わしても実態が雇用関係と変わらない場合などが「偽装請負」に該当する。

チェックポイントは、個人事業主（労働者ではなく）として独立して業務執行しているか否かである。また「業務委託契約書」に、請負契約であること、指揮命令をしないこと、結果にたいして報酬を支払うことなどが明記されているかである。

具体的な判断にあたって考慮する要素を明示するために、「職業安定法施行規則4条1項」本文は、請負人が次の4要件を全て満たさなければ違法な労働者供給であるとしているので、一つでも満たさなければ偽装請負となる。①作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること ②作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること ③作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること ④自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

法はさらに、4要件を満たしており適法な請負契約の体裁が整っていたとしても、法規制を免れようという偽装請負目的の場合、つまりは法規制をすり抜けるためにした契約であれば、偽装請負である違法な労働者供給であり、法的責任を負うとしている。同じく「職安法4条2項」では、前項の各号の全てに該当する場合（労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う場合を除く。）であっても、それが法第4条の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働力の供給にあるときは、法第4条第7項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免れることができない、として厳しく規制している。

企業の法的義務免がれ、安い労働量確保の流動化手段としての偽装請負

偽装請負は、法的義務から免れるための脱法行為である。したがって「業務委託」の実態が問題となる。個人との業務委託を導入して、仕事を依頼する企業は多いが、それが法的義務を免れるための手段や、より安い労働力を確保するために労働力を流動化させる手段として導入している場合が少なくない。依頼先が「個人事業主」という法的存在認識が不十分という場合も少なくない。また、業務委託であることを条件とするならば、個人事業主はその委託内容を十分に理解したうえで、契約段階で断る自由を持つていなければならない。立場の上下関係や指揮系統がそこに存在し、仕事を受ける側が断れない状況や、以前は当該会社の社員だったからその関係のままで継続するという状況では明らかに違法である。

「保護」に難色を示す日本政府

厚生労働省において2017年10月～2018年3月にかけて「雇用類似の働き方に関する検討会」（全4回）、2018年10月から「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」（現在第19回）が開催されており、フリーランスをはじめとする雇用類似の働き方を行う事業者に対して、経済法の領域での保護とすべきか、労働法制を適用させるべき場合の適用のさせ方、といった点に関し議論が進められている。労働法制での保護の具体的方策や留意点の議論については、フリーランス等（雇用類似の働き方）の働き方は産業ごとには異なるため、一律の基準の策定は困難であることが予想されるとしている。

さらに独立行政法人「労働政策研究・研修機構」は次のように提起している。「雇用類似就業者の保護のあり方については、各国の状況を見ると、①労働者と自営業者の間に中間的なカテゴリー（就労者、労働者類似の者など）を設けて、雇用類似就業者を中間的なカテゴリーに位置づけ、労働法・社会保障法の一部を適用する方式、②雇用類似就業者について、法律ごとにその保護目的に従い独自に定義して、必要な保護を行う方式、③労働者概念を拡大し、雇用類似就業者を『労働者』として位置づけて保護する方式（『誤分類の修正』に分類することができる）。

さらに、「日本の労働法は労働者と自営業者という伝統的な二分法を維持しているが、各国の動向をみると、この基本構造を見直す時期に来ていると思われる。今後の保護のあり方を考える上で、上記で示した①～③の三つの方式は重要な示唆を与え

ると思われる。三つのうちいずれのアプローチをとるか、またはそれ以外のアプローチをとるかは重要な課題となろう。個別労働関係において『労働者』を統一的に捉える日本では、当面は、①②の方式を模索するのが適当と思われる。

日本は、イギリス、ドイツのような中間的カテゴリーをもたないが、家内労働法、労災保険制度における特別加入制度など、自営業者を対象とした保護の制度がある。こうした現状を考えると、労働政策のあり方として、家内労働法、労災保険制度の特別加入制度などの既存の制度を活用する方向が考えられる」と。

「労働者概念」の拡大・「偽装請負」を根絶しよう

問題は、「個人事業主」及び「フリーランス」が法的には事業主として扱われることにより、実態としては労働者性が高くても、企業に雇用される労働者と比較して十分に保護されないということである。もちろん実態に応じて労働者性を判断されることが求められてはいる。

基本的には、法的に「労働者」という概念を拡大させれば問題はないが、「労働者概念の拡大」というハードルは高い。おそらく産業界は、難色を示すであろう。しかしフリーランス等への依存度の強い業界や企業(例えば映画産業界等)においては、労働者性をめぐる議論に一定の結論が出るかどうかにかかわらず、フリーランス等を持続可能なための必要不可欠な存在としてとらえざるを得ない状況が生まれている。フリーランス等を保護するための方策を考えざるを得ない状況であることもまた事実である。

「労働者概念の拡大」という方向を見据えつつ、当面は、現行法を最大限に活用した「保護」を模索していかざるを得ないだろう。

私たちの課題としては、まず、当該の人たちの実態を把握し、お互いの交流を通じて、「労働者」「労働者性」の共通認識を持つような取り組みをしていくことが急務である。(労者研事務局長 本村 充)

資本主義の末路と社会主義の必然

— エンゲルスから核心を学ぶ (1) —

資本主義の末期と科学的社会主義

新自由主義の破綻とコロナ禍を端緒とする恐慌、不況の慢性化は、資本主義が末期であることを告げている。

マルクスやエンゲルスが、資本家階級とその代理人たちにとって、いかに追い払っても消えない亡霊の如く立ち現れる。労働者階級に対しては、失業や困窮や隷従の原因を根底から打ち破るために学ぶべき科学として立ち現れる。

たびたび引用するように、「二大発見、即ち唯物史観と、剰余価値による資本主義的生産の秘密の暴露とは、実に我々がマルクスに負うところである。社会主義はこれによって、一つの科学となった。」(『空想より科学へ』岩波文庫旧版41頁)

エンゲルスから、この科学の要点をあらためて学ぼう。

「もし恐慌なるものが、近代生産力をこれ以上管理する力がブルジョアジーにないということを示すものであるならば、生産と交通の大機関の株式会社、トラストないしは国有への転化は、ブルジョアジーがこれ等の目的のために、無用であることを示すものであると云ってよい。資本家のすべての社会的機能は、今や月給取によって行われている。資本家は、配当を取り、利札を切り、異った資本家相互にその資本を奪い合う場たる取引所で投機をやる以外には、何等の社会的仕事はしないのである。資本主義的生産方法は、はじめは、労働者を駆逐したが、今や資本家を駆逐し、彼らを、労働者と全く同じ、過剰人口の中に加えるのである、ただ今のところはまだ彼等を産業予備軍に加えないだけである。」(同上61頁)

これが書かれて140年余り(その間に有力となつた「トラスト」等に関する補強を加えてから130年)がたったのであるが、今やこの事態は極限にまで進展している。

「しかしここまで来ると、搾取はあまりにも明瞭なので、それは、どうしても崩壊しなくてはならない。というのは、如何なる国民といえども、トラストの管理による生産を、即ち、一小群の利札切によるあまりにも露骨な全体の搾取を、許さないようになるであらうからである。

いずれにせよ、トラストが有つても無くても、資本主義社会の公の代表者たる国家は、結局、生産の管理を引き受けなければならないことになる。」(同上60頁)

いま世界中で国家が巨大銀行に公的資金を注入して、「国有化」を進めざるを得なくなっている。しかし今日の国家は、総資本のための機関であり、事実上は巨大独占資本のための機関であつて、「国有化」は全資本家の、事実上は巨大資本による共有化に過ぎない。公的資金は労働者から追加搾取された血税であるが、これによつて銀行等が少しも労働者階級の共有物になるわけではない。

エンゲルスは次のように続けている。

「とはいうものの、株式会社やトラストと変わつても、あるいは国有が実行されても生産力の資本的性質が、それでなくなるわけではない。株式会社やトラストの場合はこのことは明白である。そして近代国家もまた労働者並びに個々の資本家の攻撃に対して、資本主義生産方法の一般的外部条件をブルジョア社会が維持するために存するところの一つの組織以外のものではないのである。近代国家は、その形態の如何にかかわらず、主たる点で資本主義の機関である。それは資本家の、観念的には全資本家の、国家である。国家が生産力の所有をその手に収めれば収めるほど、それはますます実際上の全資本家となり、ますます国民を搾取するようになる。労働者はいつまで経つても賃金労働者、プロレタリアである。資本関係は止揚されず、むしろ頂点にまで駆り立てられる。だが、頂点に達するや、それは転覆する。生産力の国有は矛盾の解決ではないが、その内には、この解決の形式的手段、即ちそのハンドルがかくされている。

これを解決するものは、近代生産力の社会的性質を承認すること、それによつて生産方法、領有方法および交換方法を生産手段の社会的性質と調和させることだけであ

る。そしてこのことは、社会が、それ以外の他の何物の手にもおえない程に成長している生産力を、公然かつ直接に所有する以外にはできない。」(同上62頁)

「資本主義的生産方法は人口の大多数をますますプロレタリアに転化するのであるが、たまたま、それは、何とかして自分の破滅を免れんがために、どうしてもこの変革を成就しなくてはならぬところの力をも、作り出すのである。それは、すでに社会化化されている大生産手段を順々に国有化するのであるが、たまたま、それはこの変革完成の道を示唆するものである。即ち、プロレタリアートが国家権力を掌握するのである。そして生産手段を先ず国有にするのである。だが、これはプロレタリアートがプロレタリアートとしての自分自身を止揚すること、また、これにより階級差別と階級対立が止揚されることを意味する、それと共に、国家としての国家が止揚されることを意味する。」(同上64頁)

最後にエンゲルスはこの書をこう結んでいる。

「プロレタリア革命。矛盾の解決だ、即ち、プロレタリアートは公共的権力を把握し、この権力を以ってブルジョアジーの手から離れつつある社会的生産手段を公共的所有に転化する。この行動によつて、プロレタリアートは、生産手段を、その従来の資本的性質から解放し、その社会的性質に、自己を貫徹すべき完全な自由を与える。かくして今や予定の計画による社会的生産が可能になる。生産の発展は、種々の社会階級のこれ以上の存在を、時代錯誤とする。社会的生産の無政府状態が消滅するにつれて、国家の政治的権威もまた衰える。人間は、遂にそれに特有な社会の主人となつたわけであつて、これにより、また、自然の主人となり、自分自身の主人公となる、——要するに自由となる。

この世界解放事業を成就すること、これが近代プロレタリアートの歴史的使命である。この事業の歴史的條件を、またその性質を探求し、以つて、これを遂行する使命を有するが今日はなお抑圧せられている階級に、かれら自身の行動の条件および性質を意識せしめること、これがプロレタリア運動の理論的表現たる科学的社会主義の任務である。」(同上71~72頁)

この大内兵衛の訳になる『空想より科学へ』は1946年9月に第一刷が発行され、小生の手もとに有るのは、1959年4月の第26刷である。引用では、旧仮名使いや旧漢字を勝手に変えさせていただいた。学生時代に購入し、ぼろぼろに古くなっているが、中味は、何度読み返しても新しい。

巨大企業を国有化から社会全成員の共有化へ

アメリカでは金融機関だけでなく、先の恐慌に際してフォードやクライスラー等にも公的資金が投入され始めた。日本の「景気対策」なるものも、労働者階級には選挙前にすずめの涙ほどを返しながら(それさえ怪しくなったが)、消費税率大幅引上げの莫大な追加搾取と、大企業減税と、公的資金注入による資本主義的合理化推進で、巨大資本を手厚く支援するものであるが、これはまた次の恐慌を準備することとなる。

国鉄や郵政等の民営化がいかに時代に逆行したものであり、全国各地の労働者国民

に犠牲を強いるものであったかはすでに十分に実証されている。必要なのは、労働者階級が国家権力を掌握して新しい国家を作ることであり、銀行はもとより総ての巨大企業をまずは国有化して、社会の全成員の共有物に転化することである。

公的資金が投入されていようが、いまいが、総ての巨大企業を社会の共有に転化することに少しも遠慮はいらない。なぜかは本誌2月15日号の拙稿「カールマルクスと向坂逸郎（6）」を参照されたい。

個々の企業の創始者が、いかにして最初の資本に転化した財を成しえたかは問わぬとして、今日の個々の企業の総資本は、長年にわたり労働者階級から搾取された剰余価値を代表しているものである。そこにはその企業に関係のないところで働いてきた労働者から搾取された不払労働も、製品を買うことによる独占利潤や、直接・間接に主としてこれら巨大企業のために使われてきた税金等としても含まれる。農民等についても同様である。

最近にわかに企業を起して大資本をなしている場合も、ほとんどは、利札切や投機などによって、労働者階級から搾取され資本に転化されていた剰余価値を、分捕りあったものにすぎない。

いずれにせよ、今日の大資本への公的資金の投入や支援なるものは、「盗人に追いつき」となる。

マルクスが『フランス労働党の綱領前文』（全集第19巻235頁）で、生産手段の社会的所有への転化について、「返還させる」と規定しているのは、最も的確な表現であると思われる。

（原 野人）

世論調査と政治

作用と反作用

ある作用には、それに反発する作用、反作用が生まれる。世論調査結果にもいえる。政権支持率が上がれば、やがて下がる。上がりつぱなしはない。下がったときも同じである。下がりつぱなしはない。政権党は「上げる」対策をとる。それでも「下げ」がとまらない時、「顔」をとつかえる。これも反作用である。

調査機関、回数がべらぼうにふえた。マスメディアもそうである。なんのために、国民の意識をさぐるために。権力政党は結果を、弱点補強に使う。野党の多くは調査結果にふりまわされ、自滅の道を歩んできた。

1980年代の臨調行革、1990年代から2000年代はじめの民間政治臨調、21世紀臨調の野党がそうである。現代政治の腐敗と墮落の原因はここにある。資本主義の基本矛盾はさらに大きく発現した。そして、またぞろ臨調、令和臨調発動である。令和臨調への評価はまたにし、参院選6月22日公示、7月10日投票であるから、今回は共同通信「夏の参院選 全国世論調査の詳報」（3月15日発表・本誌15頁掲載）から考える。

調査は〈問1〉政治に満足しているかと問う。答えは「満足1、どちらかといえば満足28」対「満足していない27、どちらかと言えば満足していない44」とある。

「満足派」29対「不満足派」71と、不満足派が圧倒する。勤労国民の意識は正しく、そうであるがゆえにイライラしていることを示す。

政権は自民と公明が握る。勤労国民は不満な政治をだれと正そうとするか。(問2)のどの政党を支持するかである。びっくりし絶望的にさせられるのが自民34、公明4の政権党支持38、他方野党の立憲7、共産3、れいわ2、社民1の4党の13の数である。政治への不満と「期待」(政党支持)が反比例する。これに自民の補完政党である維新13、国民2を合わせれば53対13とさらに矛盾は大きくなる。この数字をどうみるか、進歩と改革の党の課題である。

〈問4〉は、「参院選でどんな勢力比を望む?」、与党「過半数」34、「伯仲」56、野党「過半数」が7。野党が過半数7%とは、野党の中心は立憲民主だから、勤労国民は立憲に期待していない。

〈問5〉は、とつぜん憲法問題に移る。「参院勢力がどうなるのがよいか」と。「改憲勢力が3分の2以上」57%、「改憲勢力が3分の2に達しない方がよい」39%。「改憲」対「護憲」は57対39となる。改憲の内容はいっさいない。しかし、こうした質問から改悪への「流れ」はつくられる。

〈問3〉に戻る。「参院選の焦点はなにか」(3択)を問う。多いものから、景気54、年金医療など社保42、コロナ対策41、子育て支援・少子化対策21、国会議員歳費削減などの改革21、財政再建19、貧困や格差17、外交・安保16とある。メディアが騒ぐエネルギーや脱炭素8、ジェンダー3・地方創生は4とウンと少ない。政治課題は、普天間移設など日米軍基地問題2、憲法改正8である。

〈問11〉は「立憲民主と共産の選挙協力」を問う。「続ける」23、「やめる」30、どちらとも言えない」45、賛否は拮抗だが、参院選1人区32への関心は高くない。

きわめつけは〈問10〉、「既存の政党が民意の受け皿になっているか」、「なっていない」27、「なっていない」69、ここで問1の水準が繰り返される。

政治は力

政治は力である。力は目的実現への熱意、組織と規律がつくる。野党の中心は立憲民主、この党は総保守勢力による保守2党体制づくりを目的とした民間政治臨調、21世紀臨調の流れのなかでつくられた。メディアにおんぶされ大きくなった。体力はない。世界観もない、組織も規律も大事にしない。それだけでない。「兄弟党」の国民とどちらがホンモノノ保守か競い合う。立憲は「リベラル」、国民は「改革保守」というように。保守とは今ある社会を守ること、これでは自民にかなうわけがない。そこになぐり込みをかけるのが、「おれたちは保守、自民にできない保守の政治をやる」と、大阪で勢力を拡大した日本維新だ。

〈問12〉に、「政治に関する情報をどこで得るか」(2択)がある。テレビ79が圧倒する、新聞42、インターネットのニュースサイト40、がつづく。ラジオ5、本や雑誌2は雀の涙である。週に二く三回、図書館に通う。産経や日経を二く三時間、眺め続ける来館者も少なくない。テレビはワイドショー、ニュース・サイトも見出しは瞬時に変わる、思考は断ちきられ、考える時間はない、考える習慣をつくらない。ここでも流れが国民を襲う。

(滝野 忠)

夏の参院選 全国世論調査の詳細報 ③面参照

▽調査結果 (数字は%)

問1 あなたは、今の日本の政治に満足していますか、満足していませんか。

| | |
|-----------------|----|
| 満足している | 1 |
| どちらかといえば満足している | 28 |
| どちらかといえば満足していない | 44 |
| 満足していない | 27 |
| 無回答 | 0 |

問2 あなたはどの政党を支持しますか。

| | |
|--------------------|----|
| 自民党 | 34 |
| 立憲民主党 | 7 |
| 日本維新の会 | 13 |
| 公明党 | 4 |
| 国民民主党 | 2 |
| 共産党 | 3 |
| れいわ新選組 | 2 |
| 社民党 | 1 |
| NHK受信料を支払わない国民を守る党 | 1 |
| その他の政党・政治団体 | 0 |
| 支持する政党はない | 34 |
| 無回答 | 0 |

問3 夏に参院選があります。あなたは参院選の争点は何だと思いますか。三つまでお答えください。

| | |
|-------------------|----|
| 景気対策 | 54 |
| 財政再建 | 19 |
| 年金、医療など社会保障 | 42 |
| 地方創生、東京一極集中是正 | 4 |
| 子育て支援、少子化対策 | 21 |
| 憲法改正 | 8 |
| 震災復興、防災 | 7 |
| 外交、安全保障 | 16 |
| 岸田政権の政治姿勢 | 7 |
| 脱炭素社会実現などエネルギー政策 | 8 |
| 新型コロナウイルスの感染防止策 | 41 |
| 貧困や格差の問題 | 17 |
| ジェンダー平等や多様性の尊重 | 3 |
| 国会議員歳費削減などの改革 | 21 |
| 政治とカネの問題 | 13 |
| 米軍普天間飛行場(沖縄県)移設など | 2 |
| 在日米軍基地問題 | 2 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 2 |

問4 国会では今、与党の自民、公明両党が衆参両院で過半数を占めています。参院選後、参院の与野党勢力について、あなたはどのようなのがよいと思いますか。

| | |
|--------------------|----|
| 与党が引き続き過半数を占める方がよい | 34 |
| 与党と野党の勢力が伯仲する方がよい | 56 |
| 野党が過半数を占める方がよい | 7 |
| 無回答 | 3 |

問5 憲法改正を発議するには衆参両院で3分の2以上の議員の賛成が必要です。現在、衆院では自民、日本維新の会、「加憲」を掲げる公明党などを合わせた「改憲勢力」が3分の2以上を占めています。あなたは参院選の結果を受けた参院の勢力は、どうなるのがよいと思いますか。

| | |
|---------------------|----|
| 改憲勢力が3分の2以上を占めた方がよい | 57 |
| 改憲勢力が3分の2に達しない方がよい | 39 |
| 無回答 | 4 |

問6 あなたは国会での憲法改正議論や発議の時期について、どうするべきだと思いますか。

| | |
|---------------------------|----|
| ただちに議論を始め、発議を急ぐ | 22 |
| ただちに議論を始めるが、発議の時期にはこだわらない | 34 |
| 議論も発議も時期にはこだわらない | 34 |
| 議論も発議も必要ない | 7 |
| 無回答 | 4 |

問7 参院選では隣接県同士を一つの選挙区にする合区が「鳥取・島根」、「徳島・高知」で導入されています。合区により1票の格差が是正される一方、2票で1人の代表となります。人口減少に伴い、合区の対象地域はさらに拡大する可能性があります。あなたは合区について今後どうするべきだと思いますか。

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1票の格差が広がらないように合区を増やす | 31 |
| 都道府県単位で代表を選べるように、憲法改正をして合区を解消する | 38 |
| 1票の格差を是正するため、憲法は改正せずに、現行制度を抜本的に変更する | 26 |
| その他 | 4 |
| 無回答 | 2 |

問8 参院選では比例代表で得票順に当選が決まる「非拘束名簿式」の候補とは別枠で、優先的に当選が決まる「特定枠」が導入されています。2019年の参院選では、自民党から合区により選挙区の候補者を出せなくなった県を地盤とする2人と、れいわ新選組から難病患者と重度障害者の2人がそれぞれ当選しました。多様な人材が当選できるとの評価がある一方、制度が複雑で分かりにくいとして廃止を求める声もあります。あなたは特定枠について今後どうするべきだと思いますか。

| | |
|------|----|
| 継続する | 41 |
| 廃止する | 55 |
| 無回答 | 4 |

問9 昨年の衆院選では、立憲民主党と共産党など野党は選挙協力し、多くの選挙区で候補者を一本化しました。19年の参院選でも旧立憲民主党と共産党などは1人区で選挙協力を行いました。あなたは、今度の参院選でも立憲民主党と共産党が選挙協力を続けるべきだと思いますか、やめるべきだと思いますか。

| | |
|-------------|----|
| 選挙協力を続けるべきだ | 23 |
| 選挙協力をやめるべきだ | 30 |
| どちらとも言えない | 45 |
| 無回答 | 2 |

問10 あなたは、既存の政党が民意の受け皿になっていると思いますか、思いま

| | |
|-----------------|----|
| 受け皿になっていると思う | 27 |
| 受け皿になっているとは思わない | 69 |
| 無回答 | 4 |

問11 衆院では自民党が過半数を占めています。あなたはどのような政権の枠組みが望ましいと思いますか。

| | |
|-----------------------------|----|
| 自民、公明両党の連立政権 | 16 |
| 自民党単独政権 | 11 |
| 自民、公明両党と日本維新の会など第三極勢力が加わる政権 | 23 |
| 自民党と日本維新の会など第三極勢力の連立政権 | 17 |
| 政界再編による新たな枠組みの政権 | 27 |
| その他 | 2 |
| 無回答 | 4 |

問12 あなたは政治に関する情報を主にどこで得ていますか。二つまでお答えください。

| | |
|-------------------|----|
| 新聞(電子版含む) | 42 |
| テレビ | 79 |
| ラジオ | 5 |
| 本や雑誌 | 2 |
| ヤフーニュースなどのニュースサイト | 40 |
| ツイッターなどの会員制交流サイト | 8 |

職場や家族、友人との会話

| | |
|------------|---|
| その他 | 1 |
| 特に情報は得ていない | 1 |
| 無回答 | 2 |

問13 国政選挙の投票率は、19年の参院選で48.80%(選挙区)と、昨年の衆院選で55.93%(小選挙区)と低迷が続いています。投票率を上げるために、あなたは選挙の制度面でどのような対策が有効だと思いますか。二つまでお答えください。

| | |
|---------------------------------------|----|
| パソコンやスマートフォンで投票できる「インターネット投票」の導入 | 62 |
| 大学や商業施設などへの投票所の増加や投票時間の拡大といった期日前投票の充実 | 37 |
| 車に投票箱を載せて巡回する「移動投票所」の増加 | 6 |
| 高齢者などを対象にした自治体による投票所への移動支援強化 | 13 |
| 障害者らに利用を限定している郵便投票の対象拡大 | 13 |
| 投票日当日の投票時間の拡大 | 3 |
| 選挙情報の広報、啓発強化 | 9 |
| 若者への有権者教育の充実 | 31 |
| その他 | 4 |
| 投票率の向上策は必要ない | 1 |
| 無回答 | 2 |

問14 あなたは、新型コロナウイルスを巡るこれまでの政府の対応を評価しますか、評価しませんか。

| | |
|-------|----|
| 評価する | 47 |
| 評価しない | 52 |
| 無回答 | 1 |

【注】小数点第1位を四捨五入。このため合計は100%にならないことがある。複数回答では、比率の合計は100%を超える。「0」は0.5%未満。

▽調査の方法＝層化2段無作為抽出法により、約1億人の有権者の縮図となるように全国250地点から18歳以上の男女3000人を調査対象者に選び、郵送法で実施した。1月19日に調査票を発送し、2月28日までに届いた返送総数は1902。記入不備や、対象者以外の人が代理回答したと明記されたものなどを除いた有効回答は1841。回収率は61.4%で、回答者の内訳は男性49.8%、女性50.2%。福島県の一部地域を調査対象から除いた。

▽日本世論調査会＝共同通信社と、その加盟社のうちの38社とで構成している世論調査の全国組織。

〔資料〕『東京新聞』3月15日発行4面から

◇読者からのおたより◇

「旗」 『社会通信No.1357』2022年4月1日号、有難うございました。早速、郵送分3通、封筒に入れましたので、明日投函します。「新しい資本主義」そして「SDGs」、資本主義的生産様式が行き詰まっていることの証です。しかし、搾取される側の労働者の組織、労働組合や労働者党の再建なくして未来はないでしょう。今日、畑の梅の木、花が咲き始めました。労働者の運動、労働者階級の運動にも、必ず春は来ると思っています。『社会通信』が「旗」を立て続けてくれていること、大切だと思っています、本当に。

(2022年3月20日 中澤 秀行)

国家論 3月の『唯物史観』学習会は3月11日(ZOOM)でしたが、さらに同じ範囲(国家とは何か、国家の死滅)130〜145頁)で、3月25日、2回目をおこないました。東京の一日の新規感染者が昨夏の第五波のピークよりも下がらず、リアル開催には悩ましい感染状況でしたが、久しぶりに顔を合わせての開催になりました。テキスト範囲をざっくりまとめると、「国家とは、ある階級による他の階級を抑圧する階級支配の機関だ」ということであり、「社会が階級に分裂する前の、人による人の支配がない、すなわち国家のない社会・時代から、生産力が発展し、奴隷社会・封建社会・資本主義社会という階級支配のための国家を持つ社会・時代を経て、社会主義革命により、プロレタリアートが国家権力を掌握して生産手段を国有化。階級対立をなくすことによつて国家を不要なものにする。すなわち国家を死滅させる」という、大きなあらすじについて学びました。

本文に関して特に注意しておきたいことは、「ブルジョアイデオロギーは、国家は階級対立のあるところに存在するということは認めるが、国家は階級和解の機関であると修正する」について(133頁)です。「社会の中に階級対立があるから、それを和解させるために国家が必要」と言えば、それは「裁判所や労働委員会が必要」ということを言っているだけにすぎず、「職場の安定と健全な裁判所が必要」と言った過去の日経連桜田専務理事を思い出したりします。レーニンや本書が言っているのは、和解が可能ならば国家は発生も存続もしない、国家は階級支配の機関であり、例えばブルジョア階級によるプロレタリア階級の抑圧の機関なのだ、ということです。

戦前のように頭から弾圧することもあるでしょうし、今日のように、教育やマスコミを通じて(陰でブルジョア自民党政権が操作しながら)「格差は自分の努力次第」とか「階級対立など古い考え」などの思想をしみこませ、学校教育や就活・新採教育などで競争社会の厳しさを叩き込み、労働者意識を眠り込ませていくという穏やかな抑圧の仕方もあります。NさんやSさんが言うように、分割民営化・連合の30数年を経ていつの間にか、日本の賃金が世界と比べてかなり低くなっているにもかかわらず、労働者階級が怒らないという状況になってきています。二回の討論ではその他、「国労声明」をもとにロシアによるウクライナ侵略についての意見交換、職場や支部をめぐる状況(36代表選挙・コロナ労災)、JR東の賃金交渉、JR北の大量離職の問題などが話されました。(森勉)

迷惑だ さて2月になり郵便物の配達が遅くなったことはお気づきでしょうか？ 人手不足と収益改善のため、日本郵便は昨年10月から土曜日の普通郵便の配達休止(土曜休配)を行っています。そして今年2月からは送達日数の緩和が行われ、これまでは多くの地域で翌日配達を行ってききましたが、現在、普通郵便は、翌々日配達もしくは木曜日にポスト投函した郵便物は翌週の月曜日の配達となっています。(あくまでも普通郵便で、速達や荷物などはこれまで通りのサービスレベル) 2007年10月、郵政3事業は民営化されました。私もこの時に公務員から会社員に勝手に変更されました(笑)。郵政民営化を強く推し進めた小泉総理大臣は「郵政民営化で国民に迷惑をかけることはない」と言い切りましたがどうなのでしょう？

デジタル化で便利になった部分もたくさんありますが、郵便物や荷物の再配達の依頼も、スマホを使っていない高齢者からの苦情もよく聞きます。高齢化が進む日本社会、郵便事情だけでなく、すべての世代が安心して暮らせる社会の実現をしていかなければなりませんね。

(KMZ)
(労働組合 あかしユニオン機関紙 2022年2月号No.268号『あかし地域ユニオン』8頁抜粋)